

四国地方整備局告示第四十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成十七年五月十九日

四国地方整備局長 横田 耕治

第1 起業者の名称 愛媛県

第2 事業の種類 県道宇和島下波津島線改築工事（北灘バイパス・愛媛県北宇和郡津島町北灘字内ノ浦地内から同町北灘字新田地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

1 収用の部分 愛媛県北宇和郡津島町北灘字内ノ浦、字安城及び字新田地内

2 使用の部分 愛媛県北宇和郡津島町北灘字内ノ浦、字串坂、字安城及び字新田地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、愛媛県北宇和郡津島町北灘字内ノ浦地内から同町北灘字新田地内までの延長695mの区間（以下「本件区間」という。）における「県道宇和島下波津島線改築工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号の都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道宇和島下波津島線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により愛媛県知事が県道に認定した路線であり、

愛媛県は、同法第15条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である愛媛県は、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、愛媛県宇和島市寄松地内の起点から、同県北宇和郡津島町高田地内の終点を結ぶ延長35.8kmの補助幹線道路であり、一般国道56号を補完するとともに、本路線周辺の地域と宇和島市を結ぶ唯一の連絡道路であり、住民の日常生活、地域の主要産業である漁業関連の経済活動にとって重要な路線である。

しかしながら、このうち本件区間に係る現道（以下「現道」という。）は、道路幅員が約4～5mと狭小であり、自転車歩行者道が設置されていないため、車両のすれ違い及び小・中学校等に通学する生徒等の歩行者の安全に支障をきたしている。さらに、北灘隧道においては、通行制限高が3.1mと規制されており、漁業関連の物資輸送のための大型保冷車等の通行が不可能な状況である。

本件事業の完成により、片側に自転車歩行者道を備えた2車線道路が整備されることから、自動車と歩行者等を分離した安全で円滑な通行が確保されるとともに、物資輸送、地域住民の日常生活及び生産活動の発展に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるため、環境影響評価は実施されていないが、ほとんどの区間が民家等の少ない山間部及び農地部において施行されることから、地域社会の生活環境に与える影響は極めて小さいものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件区間内の土地には、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財等は見受けられない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、安全で円滑な交通を確保することを主な目的とし、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第3級の規格に基づき、片側に自転車歩行者道を備えた2車線のバイパス道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

本件区間におけるルートについては、起業地周辺に迂回ルートがないことから、トンネル拡幅工事中の通行止め制限が不可能となるため、現道拡幅のみによる改築工事の比較はできないこと、また、北灘隧道トンネル抗口付近について、起点側及び終点側の周辺が急傾斜地崩壊危険区域に指定されていることを考慮した上で、現道より北側にバイパス道路を新設する案（申請案）のほか、

現道より南側にバイパス道路を新設し、現道に接続後、終点まで現道拡幅する案

現道より北側にバイパス道路を新設し、現道に接続後、終点まで現道拡幅する案

の2案についても検討が行われている。

申請案と他の2案を比較すると、支障住家が少なく、また工事中に現道の通行規制を伴わないことから、沿線住民に与える影響が小さいこと、トンネル延長が最も短く、地形条件が良いことから施工性において優れていること、加えて事業費が最も廉価であり経済性に優れていることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

現道は、3(1)で述べたように、安全かつ円滑な交通が著しく阻害されている状況であることから、できるだけ早期にそのような状況の解消を図る必要があると認められる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 愛媛県北
宇和郡津島町役場建設課